

目次

はじめに	2
------	---

第1章 自動車部品と検査の緩和措置

1 指定部品と指定外部品	
1 自動車部品の分類	3
【指定部品】	3
【指定外部品】	4
2 指定部品一覧	4
2 緩和措置の取扱い	
1 自動車の検査と緩和措置 (寸法及び車両重量に限る)	6
2 緩和措置を受けることができる範囲	7
【自動車部品の取付方法】	8
【自動車部品を装着した自動車の 判断フローチャート】	9
3 騒音防止装置等交換時の留意点 (新車新規登録時)	9
4 参考：新規登録における緩和措置について	10
【オプションパーツ装着時の○×】	12
5 Q & A 集	13

第2章 自動車部品を装着した自動車の検査

1 長さ、幅及び高さ、車両重量	
1 測定方法	17
【長さ、幅及び高さ】	17
【車両重量】	20
2 最低地上高が低くなる改造を行った自動車	
1 改造の種類	20
2 基準に適合するもの	21
3 測定方法	21
3 複数の自動車部品の装着で寸法・重量が 一定範囲を超える場合	
1 指定部品のみ	24
2 指定部品＋指定外部品	25
4 その他の判断	
1 保安基準に限度値が規定されている場合	26

2 灯火器等の取付位置・性能要件等が変更 されている場合	28
3 運転者席及び客室の内装材が変更されて いる場合 (難燃性)	29

第3章 指定部品 (写真) と装着時の留意事項

1 アクセサリー等の自動車部品	
1 車体まわり関係	31
【空気流を調整等するための部品】	39
【手荷物等を運搬するための部品】	47
【その他の部品】	49
2 原動機、排気系統関係の部品	64
3 車室内に設置する部品	65
4 その他	66
2 運行に当たり機能する自動車部品	
1 走行装置関係の部品	72
2 操縦装置関係の部品	73
3 緩衝装置関係の部品	75
4 連結装置関係の部品	76
5 騒音防止装置関係の部品	77
6 その他の部品	83

第4章 関係法規通達一覧

1 審査事務规程 第4章 自動車の検査等に係る 審査の実施方法 (抜粋)	85
2 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査 時等における取扱いについて (依命通達)	91
3 「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査 時等における取扱いについて (依命通達)」 の細部取扱いについて	94
4 完成検査終了証が発行された自動車及び一時 抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品 を装着した場合の新規登録等における取扱い について (依命通達)	97
5 二輪車用のフェアリング技術基準について	100
6 自動車型式認証実施要領について (依命通達) (抜粋)	101

はじめに

日米包括経済協議における自動車及び自動車部品分野の最終決着（平成7年8月）の内容に基づき、国民負担の一層の軽減を図る観点から、自動車の構造・装置の軽微な変更時における諸手続きについて、安全及び公害防止上支障が生じない範囲において、簡素化の措置が講じられ、使用過程車を対象とした「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」が制定され、平成7年11月22日から実施されている。具体的には、次の場合において自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査が不要となるものである。

- ①自動車部品を装着したときの寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲内である場合
- ②指定する自動車部品（以下「指定部品」という）を溶接又はリベット以外の取付方法により装着した場合

しかし近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、新車の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は新規検査）、中古車の新規検査及び中古車の予備検査（以下「新規登録等」という）における負担の一層の軽減を図るため、令和7年12月12日付で「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」が発出され、使用過程車に限られていた自動車部品を装着したときの緩和取扱いについて、新規登録等においても取扱うことができるよう範囲が拡大され、令和8年1月1日から施行された。

なお、上記の取扱いにより自動車部品を装着した場合においても、自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準の各条項に適合していることが必要である。

自動車整備工場をはじめ、各位が本書を参考にされて自動車の構造・装着の軽微な変更時における諸手続きの簡素化の趣旨を理解していただくとともに、自動車部品を装着した場合は、保安基準の各条項に適合していなければならないことを十分に認識していただき、自動車ユーザーに適切な啓発、指導していただければと願います。



本書では、次のように略語／記号を使用している。

略語／記号	名称（または意味）
車両法	道路運送車両法
施行規則	道路運送車両法施行規則
保安基準／ 	道路運送車両の保安基準
審査事務規程／ 	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
中古新規登録	車両法第16条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、車両法第69条第4項の規定による自動車検査証の返納）後から新規登録等を行うこと
新車新規登録	型式指定自動車について車両法第7条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は車両法第59条の新規検査）を行うこと

第1章 自動車部品と検査の緩和措置

1

指定部品と指定外部品

1 自動車部品の分類

1. 自動車の検査における自動車部品は、車体等に装着した場合の緩和措置を大きくとることができるとして指定する部品、すなわち「指定部品」とその他の部品である「指定外部品」に区別されている。

【指定部品】

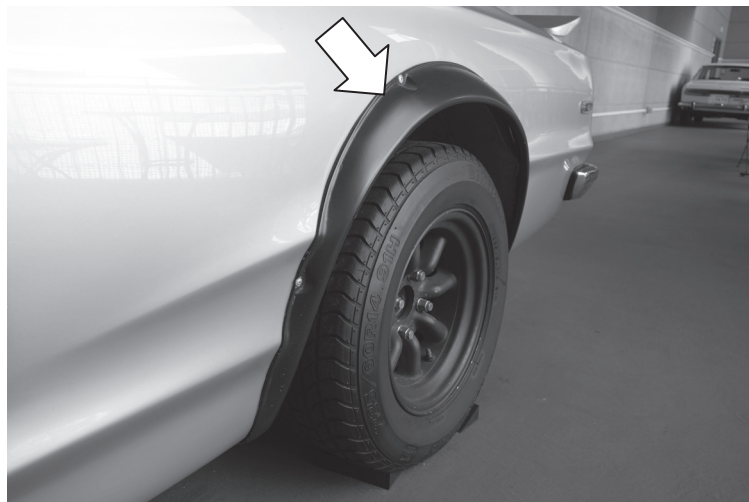
1. 指定部品は、車体や原動機等関係の「アクセサリ部品」及び走行装置や操縦装置関係の「機能的な部品」に分類され、P.4「**2** 指定部品一覧」に記載している部品が指定されている。
2. また、指定部品は、製造者等が特定できる一般的に流通している自動車部品であって、自動車ユーザーの嗜好により追加、変更等をする蓋然性「事象が実現されるか否か、またはその確実性の度合。確からしさ。」が高く、安全の確保、公害の防止で支障が少ない部品であると定義されている。従って、指定部品を装着する場合には、当該部品製造者等が明示している取扱説明書等に従い、また、使用することとなる。
3. なお、審査事務規程では、「自動車部品の由来の確認資料」として次の基準を定めている。従って、当該資料を確認できない場合には、指定外部品として取り扱うこととなる。
 - ①受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。



【指定部品（エア・スポイラ）の例】

【指定外部品】

1. 一方、指定外部品は、指定部品以外の自動車部品であって、幅広タイヤ対策のためのオーバーフェンダーや貨物自動車の荷役の省力化等のための簡易クレーン及びパワーゲート等が該当する。
2. また、手作り、試作品等については、指定外部品として取り扱うこととなるが、単に指定外部品として取り扱うのではなく、保安基準等の関係法令に抵触していないかどうか十分に確認する必要がある。



【指定外部品（オーバーフェンダー）の例】

2 指定部品一覧

I アクセサリー等の自動車部品

1. 車体まわり関係

①空気流を調整等するための部品

- | | | |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| (1) エア・スポイラ | (2) エア・ダム | (3) フード・ウインド・デフレクター |
| (4) フード・スクープ | (5) ルーバー | (6) フェンダー・スカート |
| (7) ピックアップ・トラック・ランニングボード | (8) その他エアロパーツ類 | |
| (9) 二輪車のカウル類 | (10) 二輪車のウインド・シールド | |

②手荷物等を運搬するための部品

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) ルーフ・ラック | (2) エンクロズド・ラゲージ・キャリア |
| (3) バイク／スキー・ラック | (4) その他ラック類 |

③その他の部品

- | | | |
|----------------------|------------------|---------------|
| (1) サンルーフ | (2) コンバーチブル・トップ | (3) キャンパー・シェル |
| (4) 窓フィルム（コーティングを含む） | (5) キャンピングカー用日除け | |
| (6) ロール・バー | (7) バンパー・ガード | (8) フェンダー・カバー |

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------|
| (9) その他カバー類 | (10) ヘッド・ライト／フォグライト・カバー | |
| (11) その他灯火器カバー類 | (12) グリル・ガード | (13) バンパ／プッシュ・バー |
| (14) ドア等プロテクター | (15) アンダー・ガード | (16) その他ガード類 |
| (17) ラダー | (18) サン・バイザー | (19) ルーフトップ・バイザー |
| (20) その他バイザー類 | (21) ウインチ | (22) けん引フック |
| (23) トウバー | (24) ロープ・フック | (25) 水／泥はねよけ |
| (26) アンテナ | (27) トラック・ベッド・ライナー | |
| (28) グラフィック・パッケージ／テープ・ストリップ・キット | | |
| (29) ボディー・サイド・モールディング | (30) デフレクター／スクリーン (グリル) | |
| (31) コーナー・ポール | (32) コーナー等のセンサー | (33) 後方監視用カメラ |
| (34) 車間距離警報装置 | (35) グラブ・バー (二輪車) | (36) バック・レスト (二輪車) |
| (37) ステップ (二輪車) | (38) クラッチ／ブレーキ・レバー (二輪車) | |

2. 原動機、排気系統関係の部品

- (1) リモコン・エンジン・スターター
- (2) エキゾースト・パイプ・チップ／エクステンション

3. 車室内に設置する部品

- | | | |
|--------------|-----------------|-------------|
| (1) 空気清浄器 | (2) エア・コンディショナー | (3) ナビゲーション |
| (4) 無線機 | (5) 自動車電話 | (6) オーディオ |
| (7) その他音響機器類 | (8) 盗難警報システム | (9) エア・バッグ |

4. その他

- (1) ナンバー取付ステー
- (2) 任意灯火器類

Ⅱ 運行に当たり機能する自動車部品

1. 走行装置関係の部品

- (1) タイヤ
- (2) ホイール

2. 操縦装置関係の部品

- (1) ステアリング・ホイール (二輪車のステアリング・ハンドルは除く。)
 - (2) パワ・ステアリング (ギヤ・ボックスと一体のものを除く。)
 - (3) 変速レバー、シフトノブ
 - (4) 身体障害者用操作装置の部品 (次の変更内容に係る部品に限る。)
- A. ステアリング・ホイールへの旋回ノブの取り付け
 - B. アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け
 - C. 方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け
 - D. 足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け
 - E. ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け
 - F. 助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的な取り付け
 - G. アクセル・ペダル又はブレーキ・ペダルの移設又は増設取り付け

3. 緩衝装置関係の部品

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) コイル・スプリング | (2) ショック・アブソーバ |
| (3) ストラット | (4) ストラット・タワー・バー |

4. 連結装置関係の部品

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) トレーラ・ヒッチ | (2) ボール・カップラ |
|--------------|--------------|

5. 騒音防止装置関係の部品

- | | |
|----------|---------|
| (1) マフラー | (2) 排気管 |
|----------|---------|

6. その他の部品

- | | | |
|------------|---------|------------------------------|
| (1) 規定灯火器類 | (2) ミラー | (3) ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、DPF 等） |
|------------|---------|------------------------------|

2**緩和措置の取扱い****1 自動車の検査と緩和措置（寸法及び車両重量に限る）**

1. 自動車の「継続検査」、「中古新規登録」、「予備検査（中古車）」及び「新車新規登録」において、寸法（長さ、幅及び高さ）や車両重量等について自動車検査証等の記載事項と現車が同一であるか、また、最低地上高や動力伝達装置等の装置について、保安基準に適合するかを検査する必要がある。
2. 検査項目のうち、自動車検査証等の記載事項と現車が同一であるかの照合確認を「同一性の確認」といい、検査の種類に応じて照合する書面は次表のとおり。

《寸法及び車両重量の検査》

検査の種類	照合する書面
継続検査	自動車検査証及び最新の自動車検査証記録事項
中古新規登録	登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）又は自動車検査証返納証明書
予備検査（中古車）	
新車新規登録	完成検査終了証（型式指定自動車）

3. 同一性の確認の結果、自動車検査証等に記載されている寸法及び車両重量と、現車が相違しているものについては、構造等変更検査や自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
4. しかし、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化し、自動車の構造・装置の軽微な変更については、保安上後退することがない範囲で緩和が図られ、通達が発出されている（原文を第4章に収録）。
5. 具体的な緩和措置の内容は、自動車部品の装着により寸法並びに車両重量に変化があった場合でも、P.7「**2** 緩和措置を受けることができる範囲」の表中「○印」に該当すれば、自動車検査証等の記載事項と同一とみなすことができる、すなわち構造等変更検査が不要となるものである。

※ P.9「**3** 騒音防止装置等交換時の留意点（新車新規登録時）」も参照のこと。

自動車部品「指定部品と指定外部品」の手引き

令和8年8月20日 発行

定価 1,980 円（税込）

■ 発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 東京都台東区上野3-1-8
電 話 03-3837-5731
F A X 03-3837-5740